

○ 財務省告示第三百二十九号
平成十二年十月十一日施行規則（平成十一年大蔵省告示第三百二十九号）
行 二 令
平 条 件 等 を 次 の と お り 告 示 す る 。 政 府 短 期 証 券 大 臣 麻 生 太 郎

二 一
の 法 律 及 び 根 そ 抠
条 项 及 び 記

会 百 資 十 財
社 七 百 第 一 法 律 計 号 資 四 政
債 条 三 四 項 律 第 一 一 九 二 二
行 一 六 、 第 二 、 第 三 、 第 九 、 第 一 一 一 一
下 一 、 第 九 、 第 一 、 第 一 、 第 一 、 第 一 一 一
債 一 、 第 九 、 第 一 、 第 一 、 第 一 、 第 一 一 一
振 一 、 第 九 、 第 一 、 第 一 、 第 一 、 第 一 一 一
替 一 、 第 九 、 第 一 、 第 一 、 第 一 、 第 一 一 一
法 一 、 第 九 、 第 一 、 第 一 、 第 一 、 第 一 一 一
（ 平 成 十 三 年 法 律 第 七 五 号 ）

四 三
發 行 方 法 の 適
用 振 替 法 の 適

を 場 で 競 争 う 札 価 振 の 以 律 社 七 百 第 一 法 會 百 資 十 財
定 特 あ 争 入 。（ へ 格 替 適 下 へ 債 条 三 四 項 律 計 号 資 四 政
め 別 つ 入 札 に 以 を 機 用 「 平 、 第 十 項 、 第 に 」 金 号 法
る 参 て 札 發 に 下 競 関 を 受 け ま し た ） へ 第 二 、 第 三 、 第 九 、 第 一 一 一
も 加 、 と 行 に 一 、 第 九 、 第 一 、 第 一 、 第 一 、 第 一 一 一
の 者 財 同 「 と い う 」 に 一 、 第 九 、 第 一 、 第 一 、 第 一 、 第 一 一 一
に ご 務 時 、「 と い う 」 に 一 、 第 九 、 第 一 、 第 一 、 第 一 、 第 一 一 一
よ と 大 に う 、「 と い う 」 に 一 、 第 九 、 第 一 、 第 一 、 第 一 、 第 一 一 一
る に 臣 行 、「 と い う 」 に 一 、 第 九 、 第 一 、 第 一 、 第 一 、 第 一 一 一
發 応 が わ 、「 と い う 」 に 一 、 第 九 、 第 一 、 第 一 、 第 一 、 第 一 一 一
行 募 各 れ 及 、「 と い う 」 に 一 、 第 九 、 第 一 、 第 一 、 第 一 、 第 一 一 一
へ 限 国 る び 価 格 競 い 入 、「 と い う 」 の 規 定 。

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	
額 最	払	発	方 募
低 行 争 非 者 特 国 入 価 額 入 価 ・ 別 債 札 格 面 札 格 第 参 市 発 競 金 發 競 I 加 場 行 争 額	込 行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 額	行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争	入 価 法 入 札 格 決 發 競 定 行 争 の
千 九 三 四 三 万 万 千 十 兆 円 九 八 二 九 千 百 万 千 六 七 五 九 百 十 千 百 円 九 九 五 億 百 十 三 円 八 千 億 七 五 百 千 五 七 十 百	額 億 額 面 八 面 金 千 金 額 万 額 で 円 で 三 千 三 千 兆 九 百 千 九 七 百 九 百 六 二 五 億 二 十 百 三	込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 込 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 囲 別 応 ち 割 内 参 募 応 り に 加 額 募 当 お 者 を 価 て い ご 順 格 る て と 次 の . 各 の 割 高 申 応 り い 非	価 一 格 国 競 債 争 市 入 場 札 特 發 別 行 參 「 加 と 者 い 。 う 第 。 I 非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 九	十 九	十 九	
払 者	入 場	元 金	償 還		争 非	者	特 別	国 債	
込 期	札 参	所 支	金 金		入 期	債	札 格	入 債	
日 期	加 参	加 支	額 金		札 第	市 參	格 競	債 發	
	加 加	払 額		限	競 I	發 競	加 場	行 爭	
					I		行	格	
								日	
平 成 二 十 八 年 十 月 十 一 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 つ を き 受 け た 者	日 本 銀 行 百 円 に う つ 。そ が 月 一 年 、期 一 月 十 六 六 日 業 業 日 日	額 面 金 額 を 支 き 払 は と 、 年 、 に う 、 そ が 月 一 年 、 翌 行 六 日 業 業 日 日	償 還 金 額 と 償 償 は と 、 年 に ぞ つ き 百 円 業 業 日 に	當 た 成 し と 九 九 年 一 月 一 年 一 月 一 年 六 日 業 業 日 に	平 成 大 臣 か ら 通 知 つ を き 受 け た 者	厘 額 毛 金 額 百 百 円 に ぞ つ き 百 円 八 錢	厘 額 上 金 額 百 百 円 ぞ れ つ の 応 募 八 八 八 七	す 額 の 記 載 法 又 は 規 定 に 金 額 は よ る 最 振 替 も 額 口 の 面 座 と 金 簿